

# 別紙

## 【保育の必要性を証明する書類】

保育の必要事由	具体的事由	必要書類
(1) 家庭外労働 〔会社勤務 パート 農業等〕	保護者が家庭外で仕事をするを常態としていること。（在宅勤務を含む。）	○会社勤務…「就労証明書」 ○パート…「就労証明書」  ※育児休業から復職する方も含みます。
	保護者が自営業、農業に従事することを常態としていること。	○自営業、農業等…「就労証明書」  ※本人または親族が証明する場合は、「確定申告書の写し」や「開業届の写し」等、その仕事に従事していることが分かる書類も添付してください。
	家庭内労働 〔自営業 内職等〕	保護者が家庭内で日常の家事以外の内職等の仕事をするを常態としていること。  ○自営業、内職等…「就労証明書」  ※本人または親族が証明する場合は、「確定申告書の写し」や「開業届の写し」等、その仕事に従事していることが分かる書類も添付してください。
(2) 母親の出産前後	母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	母子手帳の写し（表紙及び出産（予定）日の記載されている頁） ※出産予定日の属する月の前後2か月の利用を限度とします。
(3) 保護者の病気等	病気やケガであったり心身に障害などがあること。	医師の診断書等
(4) 病人等の介護（看護）	児童の家庭で長期にわたり介護（看護）を必要とする親族がおり、その介護（看護）に常時あたっていること。	「介護・看護状況申告書」 介護（看護）を受ける方の診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等 ※入院・入所者の介護・看護での認定はできません。
(5) 災害の復旧	火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。	り災証明書等
(6) 求職活動 （起業準備含む）	保護者が求職活動を行っている、又は児童の入所後から求職活動を行うこと。	「就労証明書」 ※3ヶ月の利用を限度とします。
(7) 就学中	就学していること（職業訓練校における職業訓練を含む）。	学生証、在学証明書、カリキュラム等
(8) 虐待・DV	保護者及び児童が虐待やDVのおそれがあること。	申立書等

※世帯全員の分（65歳未満の大人の方が対象）が必要です。

※保護者の方が単身赴任等で住所を別にしている場合も同世帯となり証明書類の提出の必要があります。

※海外赴任の場合は、令和2年及び令和3年中の収入額が確認できる書類が必要になります。